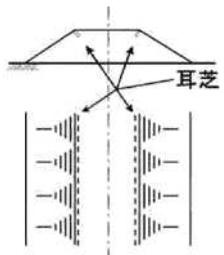
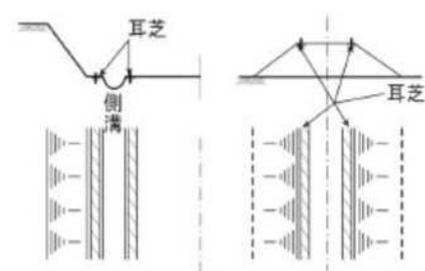


林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第112条 施工体制台帳</p> <p>1 請負者は、工事を施工するために締結した下請負契約がある場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳（参考資料）を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。<u>施工体制台帳の添付書類については提出する必要がないが、監督員、検査員等により提示を求められた場合は速やかに応じなければならない。なお、台帳提出毎の施工計画書の変更は必要ないものとする。</u></p> <p>2～4 （省略）</p>	<p>第112条 施工体制台帳</p> <p>1 請負者は、工事を施工するために締結した下請負契約がある場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳（参考資料）を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。【追加】</p> <p>2～4 （省略）</p>	
<p>第120条 建設副産物</p> <p>1～7 （省略）</p> <p>8 請負者は、法令に基づき、<u>工事現場において</u>再生資源利用（促進）計画書<u>及び結果確認票</u>を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。</p> <p>9～10 （省略）</p>	<p>第120条 建設副産物</p> <p>1～7 （省略）</p> <p>8 請負者は、法令に基づき、再生資源利用（促進）計画書を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。</p> <p>9～10 （省略）</p>	
<p>第130条 工事中の安全確保</p> <p>1～17 （省略）</p> <p>18 請負者は、南海トラフ地震<u>臨時情報</u>が発せられた場合には、<u>継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の構造物及び仮設構造物に対し、必要な補強・落下防止等の保全措置が実施されているかの確認及び作業員や必要に応じ第三者に対する緊急避難措置の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うとともに、海岸堤防や河川堤防を掘削する工事など、有事の際に甚大な被害を及ぼす可能性がある工事を行っている場合は、その対応について早急に監督員と協議し、必要に応じて</u>第146条臨機の措置の規定によらなければならない。</p> <p>上記保全措置については、第106条施工計画書の第2項(6)緊急時の体制及び対応に記載しなくてはならない。また、請負者は上記の地震に限らず、<u>施工箇所から最も近い観測地点</u>で震度4以上の地震が発生した場合は、<u>速やかに</u>作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に報告するものとする。</p> <p>19～31 （省略）</p>	<p>第130条 工事中の安全確保</p> <p>1～17 （省略）</p> <p>18 請負者は、南海トラフ地震<u>に関連する情報（臨時）</u>が発せられた場合には、<u>工事中断の措置をとるものとし、これにともなう必要な補強・落下防止等の保全措置を講じるとともに、作業員や必要に応じ第三者に対する緊急避難措置の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行い、</u>第146条臨機の措置の規定によらなければならない。</p> <p>上記保全措置については、第106条施工計画書の第2項(9)緊急時の体制及び対応に記載しなくてはならない。請負者は上記の地震に限らず、震度4以上の地震が発生した場合は、<u>直ちに</u>作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に報告するものとする。</p> <p>19～31 （省略）</p>	
<p>第138条 諸法令</p> <p>1 （省略）</p> <p>(1)～(90) （省略）</p> <p>(91) 宅地造成及び特定盛土規制法（昭和36年法律第191号）</p> <p><u>(92) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75条）</u></p> <p><u>(93) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）</u></p> <p><u>(94) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）</u></p> <p><u>(95) エコツアーリズム推進法（平成19年法律第105号）</u></p> <p><u>(96) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）</u></p> <p><u>(97) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）</u></p> <p>2～3 （省略）</p>	<p>第138条 諸法令</p> <p>1 （省略）</p> <p>(1)～(90) （省略）</p> <p>(91) 宅地造成及び特定盛土規制法（<u>令和4年5月第55号</u>）</p> <p>(92)～(97) 【新規】</p> <p>2～3 （省略）</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第223条 一般事項</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 請負者は、セメントを防湿構造を有するサイロ又は倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。</p> <p>3～9 (省略)</p>	<p>第223条 一般事項</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 請負者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロ又は倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。</p> <p>3～9 (省略)</p>	
<p>第225条 混和材料</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）[2023年制定]JSCE-D 102-2023 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、<u>2023年9月</u>）の規格に適合するものとする。</p>	<p>第225条 混和材料</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）[2023年制定]JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、<u>2018年10月</u>）の規格に適合するものとする。</p>	
<p>第226条 コンクリート用水</p> <p>1 (コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道または JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 付属書 J C (レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水) の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>第226条 コンクリート用水</p> <p>1 (コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道または JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 付属書 C (レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水) の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。</p> <p>2 (省略)</p>	
<p>第308条 植生工</p> <p>1～8 (省略)</p> <p>9 (本文省略)</p>  <p>図3-1 耳 芝</p> <p>10～28 (省略)</p>	<p>第213条 一般事項</p> <p>1～8 (省略)</p> <p>9 (本文省略)</p>  <p>図3-1 耳 芝</p> <p>10～28 (省略)</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																																																				
<p>第408条 養生</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 請負者は、コンクリートの露出面をその部位に応じた適切な養生方法により、<u>一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は表4-2を目安とする。</u>少なくとも表4-2の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。</p> <p>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表4-2に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表4-2 コンクリートの湿潤養生期間の目安</p> <table border="1" data-bbox="215 547 1046 703"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>高炉セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>中庸熱ポルトランドセメント</th> <th>低熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> <td>8日</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※15℃より低い場合での使用は、試験により定める</p> <p>(注) 寒中コンクリートの場合は、第421条寒中コンクリートの規定による。</p> <p>養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p> <p>3～4 (省略)</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	高炉セメントB種	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	8日	10日	10℃以上	7日	9日	4日	9日	※	5℃以上	9日	12日	5日	12日	※	<p>第408条 養生</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 請負者は、コンクリートの露出面をその部位に応じた適切な養生方法により、<u>少なくとも表4-2の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。</u></p> <p>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表4-2に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表4-2 コンクリートの標準養生期間</p> <table border="1" data-bbox="1149 547 1939 679"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>高炉セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 寒中コンクリートの場合は、第421条寒中コンクリートの規定による。</p> <p>養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p> <p>3～4 (省略)</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	高炉セメントB種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日													
日平均気温	普通ポルトランドセメント	高炉セメントB種	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																																	
15℃以上	5日	7日	3日	8日	10日																																																	
10℃以上	7日	9日	4日	9日	※																																																	
5℃以上	9日	12日	5日	12日	※																																																	
日平均気温	普通ポルトランドセメント	高炉セメントB種	早強ポルトランドセメント																																																			
15℃以上	5日	7日	3日																																																			
10℃以上	7日	9日	4日																																																			
5℃以上	9日	12日	5日																																																			
<p>第421条 寒中コンクリート</p> <p>I (省略)</p> <p>II 施工</p> <p>1 (本文省略)</p> <p>(1) 請負者は、凍結しているか、または、冰雪の混合している骨材を使用してはならない。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>2～6 (省略)</p> <p>III (省略)</p> <p style="text-align: center;">表4-3 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" data-bbox="221 1161 1046 1450"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント 普通ポルトランドセメント+促進剤</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 厳しい気象条件</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解する程度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。</p>	5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント 普通ポルトランドセメント+促進剤	混合セメントB種	(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	<p>第421条 寒中コンクリート</p> <p>I (省略)</p> <p>II 施工</p> <p>1 (本文省略)</p> <p>(1) 請負者は、凍結しているか、または、冰雪の混合している骨材を<u>そのまま</u>使用してはならない。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>2～6 (省略)</p> <p>III (省略)</p> <p style="text-align: center;">表4-3 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" data-bbox="1117 1189 1939 1455"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント 普通ポルトランドセメント+促進剤</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。</p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント 普通ポルトランドセメント+促進剤	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件			養生温度	セメントの種類																																																		
	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント 普通ポルトランドセメント+促進剤		混合セメントB種																																																		
(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日																																																		
	10℃	7日	4日	9日																																																		
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日																																																		
	10℃	3日	2日	4日																																																		
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類																																																				
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント 普通ポルトランドセメント+促進剤	混合セメントB種																																																		
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																		
	10℃	7日	4日	9日																																																		
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																		
	10℃	3日	2日	4日																																																		

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後					現行					備考
第424条 海水の作用を受けるコンクリート 1 請負者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって所要に性能が損なわれないように、施工しなければならない。 2 請負者は、設計図書に示す最高潮位から上 600 mm及び最低潮位から下 600 mmの間のコンクリートは水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 3 (省略)					第424条 海水の作用を受けるコンクリート 1 請負者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打設し、締固め、養生などを行わなければならない。 2 請負者は、設計図書に示す最高潮位から上 60cm及び最低潮位から下 60cmの間のコンクリートは水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 3 (省略)					
管理-1～8 (省略)					管理-1～8 (省略)					
管理-9					管理-9					
番号	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	番号	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	
6-5	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高	▽ ±50	・全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。	6-5	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高	▽ ±50	・全数について杭中心で測定。 【新規】	
		根入長	設計値以上				根入長	設計値以上		
		偏心量	d D/4以内 かつ 100以内				偏心量	d D/4以内 かつ 100以内		
		傾斜	1 / 100以上				傾斜	1 / 100以上		
6-6	場所打杭工	基準高	▽ ±50	・全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。	6-6	場所打杭工	基準高	▽ ±50	・全数について杭中心で測定。 【新規】	
		杭長	設計値以上				杭長	設計値以上		
		偏心量	d D/4以内 かつ 100以内				偏心量	d D/4以内 かつ 100以内		
		杭径	D 設計径（公称径）以上				杭径	D 設計径（公称径）以上		
		傾斜	1 / 100以上				傾斜	1 / 100以上		
6-7	深礎工	基準高	▽ ±50	・全数について杭中心で測定 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニング	6-7	深礎工	基準高	▽ ±50	・全数について杭中心で測定 【新規】 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニング	
		杭長	設計値以上				杭長	設計値以上		
		偏心量	d 150以内				偏心量	d 150以内		
		傾斜	1 / 100以上				傾斜	1 / 100以上		
		基礎径D	設計径（公称径）以上※				基礎径D	設計径（公称径）以上※		

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後					現行					備考	
				の場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。					の場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。		
6-8	オープンケーソン基礎工	基準高	▽	±100	・壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロット毎に測定	6-8	オープンケーソン基礎工	基準高	▽	±100	・壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロット毎に測定
		ケーソンの長さ	ℓ	-50				ケーソンの長さ	ℓ	-50	
		ケーソンの幅	W	-50				ケーソンの幅	W	-50	
		ケーソンの高さ	h	-100				ケーソンの高さ	h	-100	
		ケーソンの壁厚	t	-20				ケーソンの壁厚	t	-20	
		偏心量	d	300 以内				偏心量	d	300 以内	
管理-10~49 (省略)					管理-10~49 (省略)						
管理-50					管理-50						
測定箇所		管理方法		摘要	測定箇所		管理方法		摘要		
		測定結果一覧表又は図面に記入する					測定結果一覧表又は図面に記入する				

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後			現行			備考
			【新規】			
管理-51～65 (省略)			管理-51～65 (省略)			
管理-66			管理-66			
試験時期・頻度		概要	試験標準による	試験時期・頻度		概要
骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。			○	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			○	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		JIS A 5005 (コンクリート用 碎石及び宍砂) JIS A 5011-1 (コンクリート 用スラグ骨材第1部:高炉ス ラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート 用スラグ骨材第2部:フェロ ニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート 用スラグ骨材第3部:銅スラ グ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート 用スラグ骨材第4部:電気炉 酸化スラグ骨材)	○	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
				JIS A 5005 (コンクリート用 碎石及び宍砂) JIS A 5011-1 (コンクリート 用スラグ骨材第1部:高炉ス ラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート 用スラグ骨材第2部:フェロ ニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート 用スラグ骨材第3部:銅スラ グ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート 用スラグ骨材第4部:電気炉 酸化スラグ骨材)		

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後			現行			備考
	JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部:石灰ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)			JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部:石灰ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		
工事開始前、工事中1回以上/12 か月及び産地が変わった場合。		○	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○	
工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 山砂の場合は、工事中1回/週以上		○	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 山砂の場合は、工事中1回/週以上		○	
管理-67 (省略)			管理-67 (省略)			
管理-68			管理-68			
試験時期・頻度	摘要	試験標準による	試験時期・頻度	摘要	試験標準による	
工事開始前、工事中1回以上/12 か月及び産地が変わった場合。		○	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○	
工事開始前、工事中1回/月以上。		○	工事開始前、工事中1回/月以上。		○	
工事開始前、工事中1回/月以上。		○	工事開始前、工事中1回/月以上。		○	
工事開始前、工事中1回/月以上。		○	工事開始前、工事中1回/月以上。		○	
工事開始前、工事中1回/月以上。		○	工事開始前、工事中1回/月以上。		○	
<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時 強度試験供試体採取毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。 荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 日当たり打設量 50m³ 以上 150m³ 以下の場合は1回/日、日当たり打設量 150m³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。日当たり打設量が 50m³ 未満の場合は、初回打設時に採取し、後は打設量累計 50m³ ごとに1回。なお、供試体は打設場所で採取し、1回につき6個 (σ7…3個、σ28…3個) とする。σ28 は公的機関等で強度試 	1 工事当りの総使用量が 50m ³ 未満の場合は、1 回以上の試験、又は、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時 強度試験供試体採取毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。 荷卸し時【新規】 日当たり打設量 50m³ 以上 150m³ 以下の場合は1回/日、日当たり打設量 150m³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。日当たり打設量が 50m³ 未満の場合は、初回打設時に採取し、後は打設量累計 50m³ ごとに1回。なお、供試体は打設場所で採取し、1回につき6個 (σ7…3個、σ28…3個) とする。σ28 は公的機関等で強度試験。(早強セメントは必要に応じて1回につき3 	1 工事当りの総使用量が 50m ³ 未満の場合は、1 回以上の試験、又は、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後				現行				備考
<p>験。(早強セメントは必要に応じて1回につき3個(σ_3)を追加で採取する。</p> <p>・荷卸し時 強度試験供試体採取毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。</p>				<p>個(σ_3)を追加で採取する。</p> <p>・荷卸し時 強度試験供試体採取毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。</p>				
<p>コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。</p> <p>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。</p> <p>・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</p>				<p>コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。</p> <p>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。</p> <p>・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</p>				
管理-69~97 (省略)				管理-69~97 (省略)				

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後			現行			備考
試験時期・頻度	摘要	試験方法による確認	試験時期・頻度	摘要	試験方法による確認	
骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	
工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材F)	○	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材F)	○	
工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び産地が変わった場合	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合		○	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合		○	
工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合		○	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合		○	
工事開始前、工事中1回以上/12ヵ月及び産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
工事開始前及び工事中1回/月以上。		○	工事開始前及び工事中1回/月以上。		○	
工事開始前及び工事中1回/月以上。		○	工事開始前及び工事中1回/月以上。		○	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後					現行					備考						
管理-99					管理-99											
工種	種別	識別	試験項目	試験方法	規格値	工種	種別	識別	試験項目	試験方法	規格値					
吹付工	材料	その他(II)	練混ぜ水の水質試験	上水道及び水道水以外の水の場合：JIS A 5308 付属書 IC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝縮時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	材料	その他(II)		練混ぜ水の水質試験	上水道及び水道水以外の水の場合：JIS A 5308 付属書	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝縮時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上					
				回収水の場合：JIS A 5308 付属書 IC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝縮時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上					回収水の場合：JIS A 5308 付属書	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝縮時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上					
	施工	その他※	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規 準 JSCE-F561- 2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付工	施工	その他※	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規 準 JSCE-F561- 2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。				
					スランブ試験 (モルタルを除く)	JIS A 1101					スランブ 5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ 8cm以上18cm未満：許容差±2.5cm	スランブ試験 (モルタルを除く)	JIS A 1101	スランブ 5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ 8cm以上18cm未満：許容差±2.5cm		
						塩化物総量規制					「コンクリートの耐久性向上」仕様書		原則0.3kg/m ³ 以下	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下
											空気量測定		JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128		±1.5% (許容差)	空気量測定
						コアによる強度試験							JIS A 1107	設計図書による	コアによる強度試験	
					製造※	必須					細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	製造※	必須	細骨材の表面水率試験
	JIS A 1125	設計図書による	JIS A 1125	設計図書による												
	(簡易)工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	吹付工に準じる		(簡易)工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	吹付工に準じる					
骨材のふるい分け試					吹付工に準じる	骨材のふるい分け試					吹付工に準じる					

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後				現行				備考															
		<table border="1"> <tr> <td>験</td> <td></td> </tr> <tr> <td>骨材の密度及び吸水率試験</td> <td>吹付工に準じる</td> </tr> <tr> <td>セメントの物理試験</td> <td>吹付工に準じる</td> </tr> <tr> <td>ポルトランドセメントの化学分析</td> <td>吹付工に準じる</td> </tr> </table>	験		骨材の密度及び吸水率試験	吹付工に準じる	セメントの物理試験	吹付工に準じる	ポルトランドセメントの化学分析	吹付工に準じる				<table border="1"> <tr> <td>験</td> <td></td> </tr> <tr> <td>骨材の密度及び吸水率試験</td> <td>吹付工に準じる</td> </tr> <tr> <td>セメントの物理試験</td> <td>吹付工に準じる</td> </tr> <tr> <td>ポルトランドセメントの化学分析</td> <td>吹付工に準じる</td> </tr> </table>	験		骨材の密度及び吸水率試験	吹付工に準じる	セメントの物理試験	吹付工に準じる	ポルトランドセメントの化学分析	吹付工に準じる	
験																							
骨材の密度及び吸水率試験	吹付工に準じる																						
セメントの物理試験	吹付工に準じる																						
ポルトランドセメントの化学分析	吹付工に準じる																						
験																							
骨材の密度及び吸水率試験	吹付工に準じる																						
セメントの物理試験	吹付工に準じる																						
ポルトランドセメントの化学分析	吹付工に準じる																						
※ J I S マーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く				※ J I S マーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く																			
管理-100				管理-100																			
	試験時期・頻度	概要	試験回数による確認		試験時期・頻度	概要	試験回数による確認																
	工事開始前および工事中 1 回以上 /12 か月 および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す試料による確認を行う。	○		工事開始前および工事中 1 回/年 以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す試料による確認を行う。	○																
	吹付 1 日につき 1 回行う。 なお、供試材は現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で 28 日養生し、直径 50 mm のコアを切り取りキャッピングを行う。 原則として 1 回に 3 本とする。 ※ 3 本は公称機関等で強度試験	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物は、省略できる。 			吹付 1 日につき 1 回行う。 なお、供試材は現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で 28 日養生し、直径 50 mm のコアを切り取りキャッピングを行う。 原則として 1 回に 3 本とする。 ※ 3 本は公称機関等で強度試験	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物は、省略できる。 																	
	・荷卸し時 1 回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20 ～150 m ² ごとに 1 回、および荷卸し時品質変化が認められた時。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 			・荷卸し時 1 回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20 ～150 m ² ごとに 1 回、および荷卸し時品質変化が認められた時。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 																	
	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前と 1 回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は午後の試験を省略することができる。（1 試験の測定回数 3 回とする）試験の判定は 3 回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502, 503）または、監督員と協議の上、特許仕様書の規定により行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物は、省略できる。 			コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前と 1 回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は午後の試験を省略することができる。（1 試験の測定回数 3 回とする）試験の判定は 3 回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502, 503）または、監督員と協議の上、特許仕様書の規定により行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物は、省略できる。 																	
	・荷卸し時 1 回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20 ～150 m ² ごとに 1 回、および荷卸し時品質変化が認められた時。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 			・荷卸し時 1 回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて 20 ～150 m ² ごとに 1 回、および荷卸し時品質変化が認められた時。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50m³ 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 																	
	品質に異常が認められた場合に行う。				品質に異常が認められた場合に行う。																		
	2 回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する	○		2 回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する	○																
	1 回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する	○		1 回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する	○																
	吹付工に準じる		○		吹付工に準じる		○																

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後				現行				備考					
吹付工に準じる		○		吹付工に準じる		○							
吹付工に準じる		○		吹付工に準じる		○							
吹付工に準じる		○		吹付工に準じる		○							
吹付工に準じる		○		吹付工に準じる		○							
管理-101				管理-101									
工種	種別	識別	試験項目	試験方法	規格値	工種	種別		識別	試験項目	試験方法	規格値	
現場吹付法砕工(簡易法砕工含む)	材料	その他	骨材の微粒分量試験	吹付工に準じる		現場吹付法砕工(簡易法砕工含む)	材料	その他	骨材の微粒分量試験	吹付工に準じる			
			砂の有機不純物試験	吹付工に準じる					砂の有機不純物試験	吹付工に準じる			
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	吹付工に準じる					モルタルの圧縮強度による砂の試験	吹付工に準じる			
			骨材中の粘土塊量の試験	吹付工に準じる					骨材中の粘土塊量の試験	吹付工に準じる			
			硝酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	吹付工に準じる					硝酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	吹付工に準じる			
			練混ぜ水の水質試験	吹付工に準じる					練混ぜ水の水質試験	吹付工に準じる			
	施工	その他	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 土木学会規準 JSCE F561-20 ²³	設計図書による	現場吹付法砕工(簡易法砕工含む)	施工	その他	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 土木学会規準 JSCE F561-20 ¹³	設計図書による	
				スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	5cm以上8cm未満: ±1.5cm 8cm以上18cm未満: ±2.5cm				スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	5cm以上8cm未満: ±1.5cm 8cm以上18cm未満: ±2.5cm	
				塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下				塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	
				空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)				空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	
	製造※	必須	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	製造※	必須	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	
				粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による				粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後			現行			備考
管理-102			管理-102			
試験時期・頻度	摘要	識読表による確認	試験時期・頻度	摘要	識読表による確認	
吹付工に準じる		○	吹付工に準じる		○	
吹付工に準じる		○	吹付工に準じる		○	
吹付工に準じる		○	吹付工に準じる		○	
吹付工に準じる		○	吹付工に準じる		○	
吹付工に準じる		○	吹付工に準じる		○	
吹付工に準じる		○	吹付工に準じる		○	
1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、供試材料は現場に配置された型枠工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。 1回に6本（ $\sigma_1 \cdots 3$ 本、 $\sigma_{28} \cdots 3$ 本）とする。 σ_{28} 3本は公的機関等で強度試験	<ul style="list-style-type: none"> 参考値：18V/m²以上（材令28日） 1工事当たりの総使用量が50m³未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 	○	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、供試材料は現場に配置された型枠工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。 1回に6本（ $\sigma_1 \cdots 3$ 本、 $\sigma_{28} \cdots 3$ 本）とする。 σ_{28} 3本は公的機関等で強度試験	<ul style="list-style-type: none"> 参考値：18V/m²以上（材令28日） 1工事当たりの総使用量が50m³未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 	○	
荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時	<ul style="list-style-type: none"> 1工事当たりの総使用量が50m³未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 	○	荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時	<ul style="list-style-type: none"> 1工事当たりの総使用量が50m³未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 	○	
コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法（JSCE-C502-2023, 503-2023）」または設計図書の規定により行う。			コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法（JSCE-C502, 503）」または設計図書の規定により行う。			
荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	レディーミストコンクリート以外の場合に適用する	○	荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	レディーミストコンクリート以外の場合に適用する	○	
2回/日以上			2回/日以上			
1回/日以上		○	1回/日以上		○	
管理-103～管理-120（省略）			管理-103～管理-120（省略）			

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後						現行						備考	
管理-121						管理-121							
共通 写真撮影箇所一覧表						共通 写真撮影箇所一覧表							
区分	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	区分	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度		
着手前 及び完了	着手前		全景又は代表部分写真、施工BM、起工測量	着手前	着手前1回	着手前 及び完了	着手前		全景又は代表部分写真、施工BM、起工測量	着手前	着手前1回		
	完了		全景又は代表部分写真	完了後	施工完了後1回		完了		全景又は代表部分写真	完了後	施工完了後1回		
施工状況	工事施工中		全景又は代表部分の工事進捗状況	月末	月1回（毎月5日までに提出の履行状況報告に添付する）	工事施工中			全景又は代表部分の工事進捗状況	月末	月1回（毎月5日までに提出の実施工程表に添付する）		
			別添 品質管理写真撮影箇所一覧表及び出来形管理写真撮影箇所一覧表に準じて撮影。工種、種別毎に、設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜。（品質管理写真及び出来形管理写真の区分の中で基本的に整理する。）						別添 品質管理写真撮影箇所一覧表及び出来形管理写真撮影箇所一覧表に準じて撮影。工種、種別毎に、設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜。（品質管理写真及び出来形管理写真の区分の中で基本的に整理する。）				
			創意工夫・社会性等に関する実施状況	施行中	適宜				創意工夫・社会性等に関する実施状況	施行中	適宜		
	仮設	指定仮設	使用材料、仮設状況、形状寸法	施工前後	1施工箇所1回	仮設	指定仮設	使用材料、仮設状況、形状寸法	施工前後	1施工箇所1回			
	図面との不一致		図面と現地との不一致写真	発生時	必要に応じて		図面との不一致		図面と現地との不一致写真	発生時	必要に応じて		
安全管理	安全管理		各種標識類の設置状況	設置後	各種類毎に1回	安全管理	安全管理		各種標識類の設置状況	設置後	各種類毎に1回		
			各種保安施設の設置状況	設置後	各種類毎に1回				各種保安施設の設置状況	設置後	各種類毎に1回		
			交通誘導員交通整理状況	作業中	各1回				交通誘導員交通整理状況	作業中	各1回		
			安全訓練等の実施状況	実施中	実施毎に1回				安全訓練等の実施状況	実施中	実施毎に1回		
使用材料	使用材料		形状寸法、配筋（コンクリート製品）、数量※、保管状況※	使用前後	各品目毎に1回	使用材料	使用材料		形状寸法、配筋（コンクリート製品）、数量※、保管状況※	使用前後	各品目毎に1回		
			品質証明（JIS マーク表示）※	各品目毎に1回	※試験成績表等の品質規格証明書に替えて品質証明資料とする場合のみ撮影				品質証明（JIS マーク表示）※	各品目毎に1回	※試験成績表等の品質規格証明書に替えて品質証明資料とする場合のみ撮影		

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後					現行					備考		
			検査実施状況	検査時	各品目毎に1回				検査実施状況		検査時	各品目毎に1回
品質管理			別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に準じて撮影			品質管理			別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に準じて撮影			
			不可視部分の施工	適宜					不可視部分の施工	適宜		
出来形管理			別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に準じて撮影			出来形管理			別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に準じて撮影			
			不可視部分の施工	適宜					不可視部分の施工	適宜		
			出来形管理基準が定められていない項目	監督員と協議事項						出来形管理基準が定められていない項目	監督員と協議事項	
管理-122~139 (省略)					管理-122~139 (省略)							

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																																																																																							
<p>参考資料-1～12 (省略)</p>	<p>参考資料-1～12 (省略)</p>																																																																																								
<p>参考資料-13</p> <p>(契約関係)</p> <p>契約関係の様式については、下記のホームページの「標準仕様書・工事関係要領・様式等について」の契約関係様式より参照。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nourin-somu/0000004051.html</p> <p>(その他)</p> <table border="1" data-bbox="230 499 1048 1246"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>名称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12</td> <td>工事費構成書</td> <td>本仕様書第 104 条</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>施工体制台帳 (参考)</td> <td>本仕様書第 112 条</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>工事作業所災害防止協議会兼施工体系図 (参考)</td> <td>本仕様書第 112 条</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>支給品受領書</td> <td>本仕様書第 118 条</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>支給品精算書</td> <td>本仕様書第 118 条</td> </tr> <tr> <td>17-1</td> <td>段階確認書</td> <td>本仕様書第 121 条</td> </tr> <tr> <td>17-2</td> <td><u>施工状況把握報告書</u></td> <td><u>本仕様書第 121 条</u></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>マニフェスト管理台帳</td> <td>本仕様書第 120 条</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>監理技術者の兼務届</td> <td>本仕様書第 147 条</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>主任技術者の兼務届</td> <td>本仕様書第 147 条</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>現場代理人の兼務届</td> <td>本仕様書第 147 条</td> </tr> <tr> <td>22-1</td> <td>工事打合簿</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22-2</td> <td>工事打合簿により処理できる主な書類一覧例</td> <td></td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画書 (参考)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	名称	備考	12	工事費構成書	本仕様書第 104 条	13	施工体制台帳 (参考)	本仕様書第 112 条	14	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図 (参考)	本仕様書第 112 条	15	支給品受領書	本仕様書第 118 条	16	支給品精算書	本仕様書第 118 条	17-1	段階確認書	本仕様書第 121 条	17-2	<u>施工状況把握報告書</u>	<u>本仕様書第 121 条</u>	18	マニフェスト管理台帳	本仕様書第 120 条	19	監理技術者の兼務届	本仕様書第 147 条	20	主任技術者の兼務届	本仕様書第 147 条	21	現場代理人の兼務届	本仕様書第 147 条	22-1	工事打合簿		22-2	工事打合簿により処理できる主な書類一覧例		23	チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画書 (参考)		<p>参考資料-13</p> <p>(契約関係)</p> <p>契約関係の様式については、下記のホームページの「標準仕様書・工事関係要領・様式等について」の契約関係様式より参照。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nourin-somu/0000004051.html</p> <p>(その他)</p> <table border="1" data-bbox="1111 509 1928 1246"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>名称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12</td> <td>工事費構成書</td> <td>本仕様書第 104 条</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>施工体制台帳 (参考)</td> <td>本仕様書第 112 条</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>工事作業所災害防止協議会兼施工体系図 (参考)</td> <td>本仕様書第 112 条</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>支給品受領書</td> <td>本仕様書第 118 条</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>支給品精算書</td> <td>本仕様書第 118 条</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td><u>段階確認書・施工状況把握報告書</u></td> <td><u>本仕様書第 121 条</u></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>マニフェスト管理台帳</td> <td>本仕様書第 120 条</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>監理技術者の兼務届</td> <td>本仕様書第 147 条</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>主任技術者の兼務届</td> <td>本仕様書第 147 条</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>現場代理人の兼務届</td> <td>本仕様書第 147 条</td> </tr> <tr> <td>22-1</td> <td>工事打合簿</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22-2</td> <td>工事打合簿により処理できる主な書類一覧例</td> <td></td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画書 (参考)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	名称	備考	12	工事費構成書	本仕様書第 104 条	13	施工体制台帳 (参考)	本仕様書第 112 条	14	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図 (参考)	本仕様書第 112 条	15	支給品受領書	本仕様書第 118 条	16	支給品精算書	本仕様書第 118 条	17	<u>段階確認書・施工状況把握報告書</u>	<u>本仕様書第 121 条</u>	18	マニフェスト管理台帳	本仕様書第 120 条	19	監理技術者の兼務届	本仕様書第 147 条	20	主任技術者の兼務届	本仕様書第 147 条	21	現場代理人の兼務届	本仕様書第 147 条	22-1	工事打合簿		22-2	工事打合簿により処理できる主な書類一覧例		23	チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画書 (参考)		
様式番号	名称	備考																																																																																							
12	工事費構成書	本仕様書第 104 条																																																																																							
13	施工体制台帳 (参考)	本仕様書第 112 条																																																																																							
14	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図 (参考)	本仕様書第 112 条																																																																																							
15	支給品受領書	本仕様書第 118 条																																																																																							
16	支給品精算書	本仕様書第 118 条																																																																																							
17-1	段階確認書	本仕様書第 121 条																																																																																							
17-2	<u>施工状況把握報告書</u>	<u>本仕様書第 121 条</u>																																																																																							
18	マニフェスト管理台帳	本仕様書第 120 条																																																																																							
19	監理技術者の兼務届	本仕様書第 147 条																																																																																							
20	主任技術者の兼務届	本仕様書第 147 条																																																																																							
21	現場代理人の兼務届	本仕様書第 147 条																																																																																							
22-1	工事打合簿																																																																																								
22-2	工事打合簿により処理できる主な書類一覧例																																																																																								
23	チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画書 (参考)																																																																																								
様式番号	名称	備考																																																																																							
12	工事費構成書	本仕様書第 104 条																																																																																							
13	施工体制台帳 (参考)	本仕様書第 112 条																																																																																							
14	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図 (参考)	本仕様書第 112 条																																																																																							
15	支給品受領書	本仕様書第 118 条																																																																																							
16	支給品精算書	本仕様書第 118 条																																																																																							
17	<u>段階確認書・施工状況把握報告書</u>	<u>本仕様書第 121 条</u>																																																																																							
18	マニフェスト管理台帳	本仕様書第 120 条																																																																																							
19	監理技術者の兼務届	本仕様書第 147 条																																																																																							
20	主任技術者の兼務届	本仕様書第 147 条																																																																																							
21	現場代理人の兼務届	本仕様書第 147 条																																																																																							
22-1	工事打合簿																																																																																								
22-2	工事打合簿により処理できる主な書類一覧例																																																																																								
23	チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画書 (参考)																																																																																								
<p>参考資料-14～26 (省略)</p>	<p>参考資料-14～26 (省略)</p>																																																																																								

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>参考資料-27</p> <p>2～6 (1) (省略)</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報に伴う臨機の措置</p> <p>南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合には、<u>継続的に地震関連情報の収集に努め、</u> <u>下記事項及び工事中の構造物及び仮設構造物に対し、必要な補強等の対策をとり、速やかに</u> <u>工事中断の措置をとります。</u></p> <p>【①～④ 削除】</p> <p>7～12 (省略)</p>	<p>参考資料-27</p> <p>2～6 (1) (省略)</p> <p>(2) 南海トラフ地震<u>に関連する情報 (臨時)</u>に伴う臨機の措置</p> <p>南海トラフ地震<u>に関連する情報 (臨時)</u>が発せられた場合には、情報の収集に努めると ともに、下記事項及び必要な補強等の対策をとり、工事中断の措置をとります。</p> <p><u>① 堤体等の掘削中の工事は、作業を中止し、埋戻しを行います。</u></p> <p><u>② コンクリートの打設中の場合は作業を中止します。</u></p> <p><u>③ 残土等の運搬中の場合は、ダンプトラック等の運転を中止し、一般交通等第三者に対 する安全確保します。</u></p> <p><u>④ 機械及び器材等は安全な場所に待機させます。</u></p> <p>7～12 (省略)</p>	
<p>参考資料-28～69 (省略)</p>	<p>参考資料-28～69 (省略)</p>	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考																																																
<p>参考資料-71</p> <p style="text-align: center;">施工状況把握報告書</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p>工 事 名 _____</p> <p>路線等の名称 _____</p> <p>工 事 場 所 _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>項 目</th> <th>実施予定時期</th> <th>確認方法 <small>(臨場・机上、 施工管理)</small></th> <th>実施年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考) 1 施工状況把握が良好な場合は、確認方法、実施年月日を記入する。 2 施工状況把握において問題が生じた場合は、確認方法欄に手直し等の指示事項を記入する。 3 確認方法欄は、監督員は「臨場」・「机上」、工事監督支援業務により確認した場合は「施工管理」と記入する。 4 「臨場」確認の立会状況写真は、本書への添付は必要ない。 5 工事完了後、記事内容を確認のうえで、監督員は記名を行う。</p> <p style="text-align: center;">上記について、実施しました。</p> <p style="text-align: right;">○○監督員 ○○○○</p> </div>	種 別	細 別	項 目	実施予定時期	確認方法 <small>(臨場・机上、 施工管理)</small>	実施年月日																																											<p>参考資料-71</p> <p style="text-align: center;">【新規】</p>	
種 別	細 別	項 目	実施予定時期	確認方法 <small>(臨場・机上、 施工管理)</small>	実施年月日																																													
<p>参考資料-72～81 (省略)</p>	<p>参考資料-71～81 (省略)</p>																																																	